

労働者派遣事業に係る情報提供

本事業所における労働者派遣事業に係る情報は以下の通りです。

|        |                                                    |
|--------|----------------------------------------------------|
| 事業所の名称 | 公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会<br>守谷市事務所                  |
| 所在地    | 〒302-0109<br>守谷市本町6 2 2 - 2<br>(TEL: 0297-48-8591) |

|        |            |       |
|--------|------------|-------|
| 派遣労働者数 | 令和8年 6月1日付 | 175 人 |
|--------|------------|-------|

|         |       |      |
|---------|-------|------|
| 派遣先事業所数 | 令和7年度 | 23 件 |
|---------|-------|------|

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 令和7年度 労働者派遣料金の平均額（派遣労働者1人1日（8時間）当たり） | 11,706 円 |
| 令和7年度 労働者の賃金の平均額（派遣労働者1人1日（8時間）当たり）  | 9,101 円  |
| マージン率                                | 22.3%    |

\* マージンに含まれる内容

派遣労働者の年次有給休暇分賃金および教育訓練実施時の賃金、教育訓練費用、労災保険料、消費税、損害賠償保険料、管理費（事務費・人件費）等  
公益法人のため、事業維持のための一時的かつ最低限の留保分を除き、一般企業の純利益に対応する利益相当額はありません。

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等（いわゆる同一労働同一賃金ルール）】

- ・ 上記労使協定は締結しておりません。シルバー派遣では、派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

【派遣労働者のキャリアアップに関する事項】

- ・ 教育訓練（令和7年度計画）

| 教育訓練の種類     | 時間数    | 対象者                                   | 実施方法   | 実施主体     |
|-------------|--------|---------------------------------------|--------|----------|
| 入職時研修（マナー等） | 1 時間   | 初めて派遣で働く労働者                           | Off-JT | 派遣元（事務所） |
| 運転業務従事者講習   | 4時間    | 受講を希望する派遣就業労働者<br>＊年度により実施する講習は異なります。 | Off-JT | 派遣元（本部）  |
| 接遇再入門講習     | 4時間    |                                       |        |          |
| 食品衛生責任者養成講習 | 6.33時間 |                                       |        |          |
| 救急法基礎講習     | 4時間    |                                       |        |          |
|             |        |                                       |        |          |
|             |        |                                       |        |          |
| 労働者の費用負担    |        | これらの教育訓練について 費用負担はありません。              |        |          |
| 給与支給状況      |        | これらの教育訓練は 有給で行います。                    |        |          |

- ・ キャリアコンサルティング

希望する派遣会員に対し、シルバーでの派遣就労とキャリア形成に関する専門職員が相談に応じます。

【福利厚生】

- ・ 労災保険、年次有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。